

(表)

第1号様式(第6条関係)

戸田市ふるさと納税返礼品等協力事業者登録申込書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

(申請者)
所在地
名称
代表者名
担当者名
電話番号 — — FAX — —
E-mail【必須】 @

戸田市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領第5条に基づき、協力事業者として登録申込みすると共に、以下の商品を返礼品等として提案します。また、申込みに当たっては、裏面の確認事項への承諾、及び戸田市が必要と認めたすべての税目の納付状況の調査への同意をいたします。

記

1	価額 (円) 返礼品等 (セット) の名称 ()	6	価額 (円) 返礼品等 (セット) の名称 ()
2	価額 (円) 返礼品等 (セット) の名称 ()	7	価額 (円) 返礼品等 (セット) の名称 ()
3	価額 (円) 返礼品等 (セット) の名称 ()	8	価額 (円) 返礼品等 (セット) の名称 ()
4	価額 (円) 返礼品等 (セット) の名称 ()	9	価額 (円) 返礼品等 (セット) の名称 ()
5	価額 (円) 返礼品等 (セット) の名称 ()	10	価額 (円) 返礼品等 (セット) の名称 ()

【添付書類】「別紙1」又は「別紙1と同内容の書類」

※ 添付書類はお礼の品ごとに作成してください。

(裏)

ふるさと納税返礼品等取扱いに係る確認事項

- (1) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については市及び委託業者へ報告すること。
- (2) 協力事業者は、戸田市のPRに積極的に努めること。
- (3) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報を、他の目的に使用できないこと。
- (4) 協力事業者は、本事業における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守すること。
- (5) 市は、品質等に関する保証やクレーム対応については、一切責任を負わないこと。
- (6) 市は、やむを得ない事情により、返礼品等の取扱いについて、予告なく取扱いを停止することがあること。
- (7) 返礼品等の取扱い開始時期については、返礼品等の採用が決定した後に、協力事業者、市及び委託事業者で調整を行うこと。

